生駒市規則第12号

生駒市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則 (生駒市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成20年6月生駒市規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則

第1条中「生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に、「採用等」を「採用及び給与の特例」に改める。

第7条を第10条とする。

第6条中「任期付職員」を「一般任期付職員」に改め、同条を第9条とする。

第5条第1項中「任期付職員」を「一般任期付職員(条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「任期付職員」を「一般任期付職員」に改め、同条を第8条とする。

第4条の次に次の3条を加える。

(特定任期付職員の号給の決定)

第5条 特定任期付職員(条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をい う。以下同じ。)の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識 見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に 従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3 号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5 号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識 経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6 号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識 経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号 給

(特定任期付職員業績手当)

- 第6条 条例第7条第3項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項 の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に 照らして判断するものとする。
- 第7条 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に 在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当 該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者に

あっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)第6条第2項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

(生駒市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第3条 生駒市職員安全衛生管理規則(昭和62年7月生駒市規則第22号)の 一部を次のように改正する。

第2条中「生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第1条の2第3号中「生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に、「任期付短時間勤務職員又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)第4条の規定により採用された職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

(技能職員の給与等に関する規則の一部改正)

第5条 技能職員の給与等に関する規則(昭和41年12月生駒市規則第9号)

の一部を次のように改正する。

附則第4項中「生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「生駒市 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。